

2020年 8月28日
郵政ユニオン 交第17号

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長
衣川 和秀 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

時給制契約社員の最低賃金引き上げに関する要求書

厚生労働省の第57回中央最低賃金審議会は7月22日、2020年度の最低賃金について「新型コロナウイルス感染拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中での雇用の維持が最優先されること等を踏まえ、引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とコロナ禍を利用した抑制する動きとなり、有額での答申を示しませんでした。

コロナ禍こそ最賃引き上げと格差是正が求められていましたが、労働者側委員の意見を顧みることなく、使用者側委員の意見を過大に受け入れ、「賃上げより雇用」では貧困状況は改善されません。また、一貫して議論の対象となってきた地域間格差を縮小し、「どこでも誰でも」同じ処遇と賃金が保障される最賃制度の役割に大きな期待が寄せられていましたが、この点に関し、しっかり議論された形跡もありません。

目安が凍結された中、地方最低賃金審議会では、3円の引き上げがCランク1県、Dランク8県、2円の引き上げがAランク2県、Bランク2県、Cランク2県、Dランク8県、1円の引き上げAランク2県、Bランク6県、Cランク9県、40地方審議会で行き上げとなっています。

2020年3月31日現在、日本郵政グループで働く非正規社員は、19万3443人、非正規社員比率は47.3%、日本郵便では18万4290人、非正規社員比率は48.8%（日本郵政ESGデータ集）となっています。郵政最賃は、毎年10月に改定される地域別最賃を10円単位に切り上げ20円プラスした額が郵政4グループ統一の「企業内最賃」となっており、最低賃金を巡る動向は時給引き上げに大きな影響を及ぼします。今年度で見れば最高の東京が1040円、最低は820円（17県）でその格差は220円となります。

郵政ユニオンは、2018年度以降の最賃要求で、全国加重平均を下回らない時給改定を求めてきましたが、コロナ禍こそ地域間格差を是正し、全国どこでも8時間働けば人間らしく生活できる賃金を確立することが必要であると考えます

コロナ禍の中、郵政事業は公共事業として業務を遂行し、労働者は感染のリスクと闘いながら文字どおり「エッセンシャルワーカー」として働いています。日本郵政グループ各社は、時給制契約社員の厳しい生活実態を直視し、また深刻な要員不足からくる長時間過密労働を解消し、安定的な事業運営を確保するために、郵政全国一律最低賃金制度の確立と最低賃金を引き上げることが求められています。

以下のとおり要求を提出しますので、誠意ある回答を求めます。

記

- 1 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1200円以上にすること
- 2 現行の郵政最低賃金制度の下で生じる地域間格差を是正するため、郵政最賃は今年度の全国加重平均(902円)を下回らないようにすること。また、そのための制度の見直しを行うこと
- 3 2020年度の所属長加算及び雇用促進暫定手当実施状況について説明すること
- 4 期間雇用社員・アソシエイト社員の雇用区分別、性別人数を明らかにすること
- 5 時給制契約社員の平均賃金(時給)について明らかにすること
- 6 年間収入のダウンとなる勤務時間、勤務日数の削減は行わないこと

以上